

H23.5.23

第5回原子力災害損害賠償紛争審査会
提出資料

原子力損害に対する補償について

社団法人 全日本病院協会

【本資料は日本病院会、日本医療法人協会、
日本精神科病院協会の協力を得て作成】

1. 避難費用に関するもの

- ① 退避指示、自主退避にかかわらず、退避（移送）に際して要した費用、職員の派遣、付き添いに要した費用、移送患者への薬剤、食料、日用品等の支給に要した全費用
- ② 同様に入院患者さんを戻すための移送に要した全費用

2. 営業損害に関するもの

① 近隣住民の減少に伴う外来患者数の減少

(具体的事例)

- 当法人の運営する産科専門クリニックでは、里帰り分娩のキャンセル及び地域住民の県外避難による県外医療機関への紹介等の為、外来・入院患者の減少が大きい。年間約1億円の減収を想定している。
- 物流が止まり、薬が入荷しないため、外来を縮小せざるを得なかった。

② 原発事故に起因した職員の自主退職及び風評被害による職員採用への影響

(具体的事例)

●常勤医師6名のところ3名が退職し、病床を減らして入院を再開した。
(214床⇒162床)

●当院は郡山市にあるが、放射線量が高く、職員の不安が大きくなってきている。

特に小さな子供を持つ職員や、本人や配偶者が他県出身の場合、県外への転職を考えている職員が増えてきている。

逆に他県出身者が当院への求職を辞退した例がある。求人募集するも、なかなか希望者がいない。

③ 他医療機関からの支援要員への経費

④ 放射線の影響による空調費の増加分

(具体的事例)

●通常時であれば、初夏にかけては窓の開閉等により暑さ対策をするところであるが、現在はそれが出来ない。

- ⑤ 休業により使用不能となる医薬品、医療機器、その他の物品費
- ⑥ 借入金返済延期による利息の増し分
- ⑦ 医業未収金（入院・外来の患者自己負担分等）

※上記に加えて30km圏内の休業をしている病院においては

- ⑧ 放置すれば使用が不可能となる医療機器の固定資産、再使用に当たっての調整費
- ⑨ 同一法人内で他病院に職員を配置換えした場合、その転居、賃貸等に要する費用

3. 損害金ではない要望事項

- ① 1日も早い仮払金の支払い（病院、職員いずれに対しても）
- ② 休業による雇用保険の所定給付日数を一律1年間、すなわち平成24年3月10日まで延長（職員の退職を防がないと病院の復興は不可能である）
- ③ 多数の自主退職者に対して、退職金の立替払い（病院への無利子貸付）
- ④ 福島第一原発周辺の、より詳細な放射線量モニタリングと経日的変化の公表

原子力損害に対する補償要望

平成 23 年 5 月 16 日

福島県病院協会

補償請求

[1] 1年間の損害を試算するに当たっては、地域社会が復興し病院が原発事故(大震災)前の診療業務に復することを前提とし、現状が1年間継続するものと仮定する。

- (1) 退避指示、自主退避にかかわらず、退避(移送)に際して要した費用、職員の派遣、付き添いに要した費用、移送患者への薬剤、食料、日用品等の支給に要した全費用； 同様に入院患者さんを戻すための移送に要した全費用
- (2) 診療が退避前のレベルに復帰するまでの期間
 - ① 平時の「医業収益」から退避前職員数の人件費、施設維持費(地代、基本料金等)等を除いた「売上原価」[材料費(医薬品、診療材料、検査材料、医療消耗器具備品、給食材料等)、診療に供する委託費(検査、給食、寝具等)]を差し引いた粗利益
 - * 原発事故により休業して失業給付を受給している場合は、職員個人が給与の減収分として補償されるので、給与を病院が負担することはなく上記人件費は売り上げ原価として差し引く
 - ② 休業により使用不能となる医薬品、医療機器、その他の物品費
 - ③ 借入金返済延期による利息の増し分
 - ④ 退避病院以外で職員の自主退避や物資供給の不足により診療縮小を余儀なくされた病院、ならびに一時自主退避をしたが診療を再開した病院では平時の粗利益からの減少分、②、③の該当分
 - ⑤ 医業未収金(入院・外来)、患者預かり金(日用品等)の未収金
 - * 被災、退避している患者からの徴収が不可能であることから
- (3) 上記に加えて 30km 圏内の休業をしている病院においては
 - ① 放置すれば使用が不可能となる医療機器の固定資産、再使用に当たっての調整費
 - ② 同一法人内で他病院に職員を配置換えした場合、その転居、賃貸等に要する費用

(4) 受け入れ病院においては、患者受け入れに要した費用（人件費、交通費、通信費等）、ならびに受け入れた患者に要した費用（日用品、衣類等）

(5) 損害金ではない要望事項

- ① 1日も早い仮払金の支払い（病院、職員いずれに対しても）
- ② 休業による雇用保険の所定給付日数を一律1年間、すなわち平成24年3月10日まで延長（職員の退職を防がないと病院の復興は不可能である）
- ③ 多数の自主退職者に対して、退職金の立替払い（病院への無利子貸付）
- ④ 第一原発周辺の、より詳細な放射線量モニタリングと経日的変化の公表

[2] 地域住民の減少、放射能汚染、職員の退職により将来診療再開が困難、あるいは縮小を余儀なくされる状況が生じた場合

- (1) 閉院（廃業）に至った場合は同一規模の新規建てかえに要する費用をもって病院を買い上げること
- (2) 診療縮小を余儀なくされた場合は、その補償